

(議 第 207 号)
大都計建企第103号
平成27年6月15日

大阪市都市計画審議会

会長 角 野 幸 博 様

特定行政庁

大阪市長 橋 下 徹

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の
敷地の位置について（付議）

標題について、別紙案のとおり、建築基準法第51条ただし書の規定により付議します。

(案)

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置は次のとおりである。

名 称	位 置	面 積	備 考
産業廃棄物処理施設 (汚泥の脱水施設) (廃プラスチック類、 木くず及びがれき類の 破碎施設)	大阪府大阪市此花区 梅町二丁目 1 番 18	6611.58 m ²	処理能力(1日あたり) 脱水施設 698.1m ³ 破碎施設 廃プラスチック類の場合 45.6t 木くずの場合 88.8t がれき類の場合 614.4t

理 由

汚泥の脱水施設と廃プラスチック類、木くず及びがれき類の破碎施設であり、産業廃棄物の減量化を図るとともに、資源として再利用し、循環型社会の形成に寄与するため、建築基準法第51条のただし書の規定により、産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について許可しようとするものである。

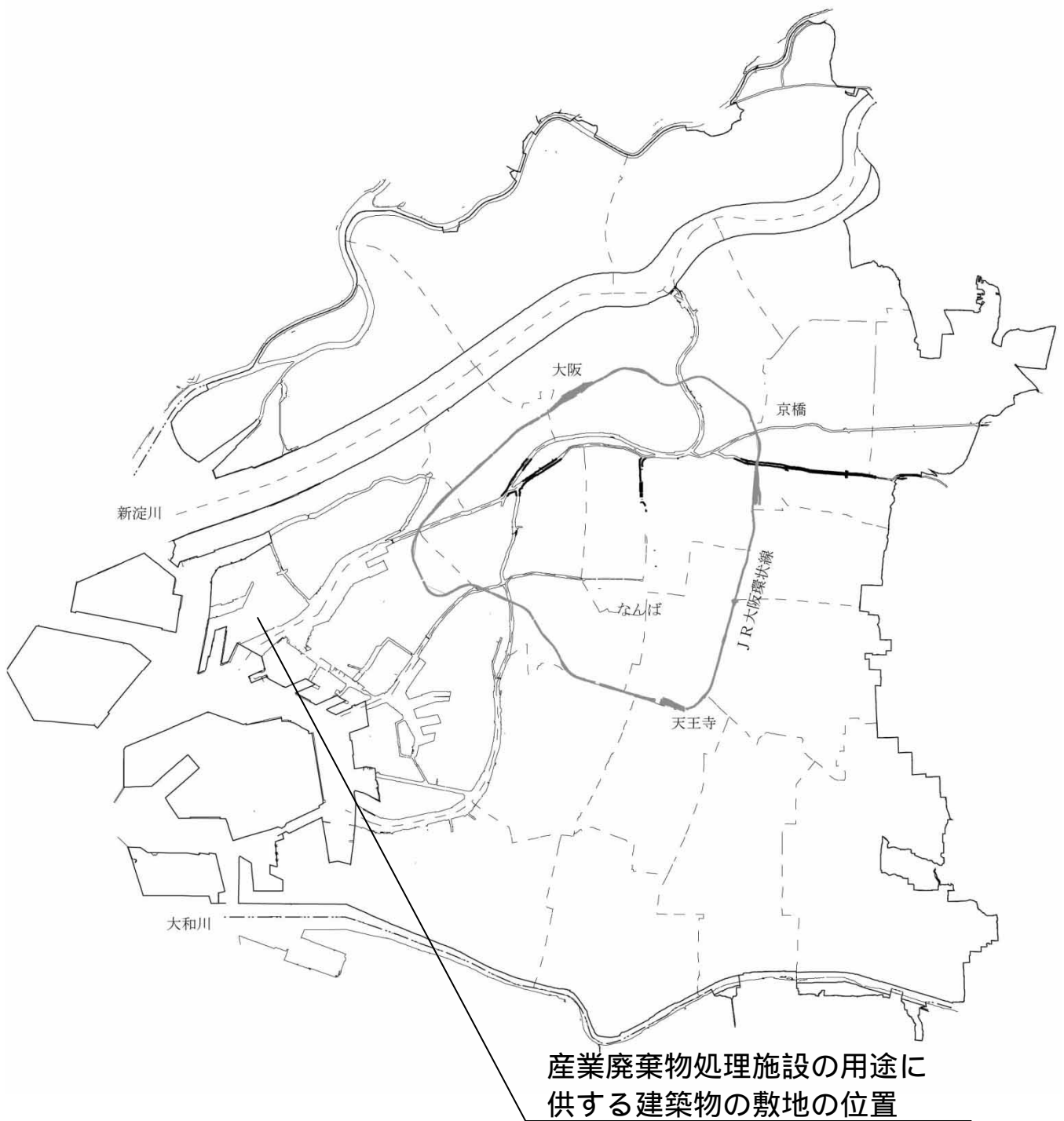
(参 考)

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の概要は次のとおりである。

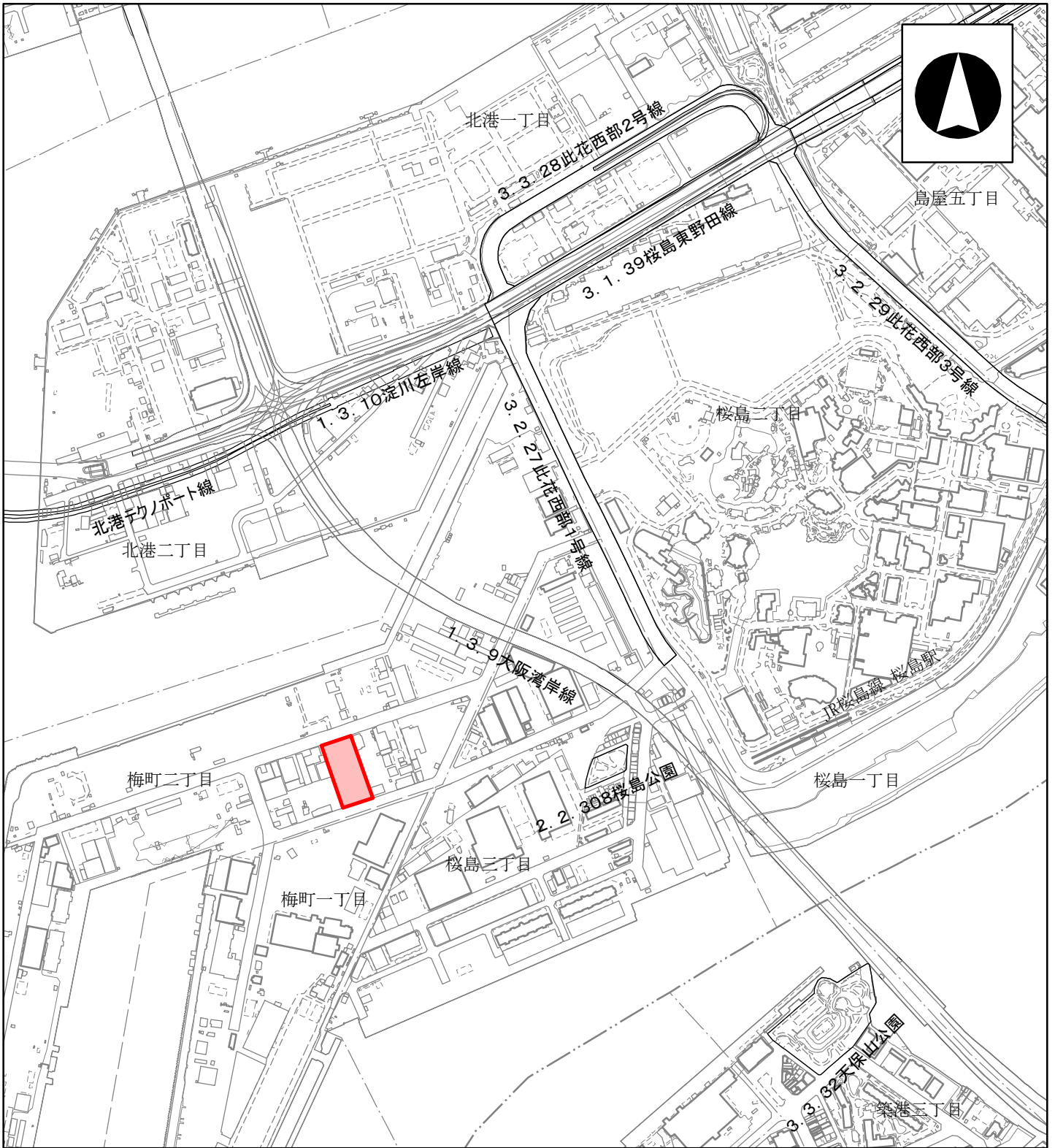
名 称		産業廃棄物処理施設				
位 置		大阪府大阪市此花区梅町二丁目 1 番 18				
敷地面積		6611.58 m ²				
地域地区		工業専用地域（建ぺい率 10 分の 6、容積率 10 分の 20）、 建築基準法第 22 条区域、大阪港臨港地区（特殊物資港区）				
施設 の 概 要	主要用途	産業廃棄物処理施設 （汚泥の脱水施設） （廃プラスチック類、木くず及びがれき類の破碎施設）				
	建 築 物	建物用途	産業廃棄物処理施設	ゴミ置場	事務所	合計
		建築面積 (m ²)	2754.03	7.50	212.90	2974.43
		延べ面積 (m ²)	2754.03	7.50	212.90	2974.43
	構造・階数	鉄骨造平屋建	RC 造平屋建	鉄骨造平屋建	-	
	処理能力	脱水施設 1 日あたり 698.1m ³ 破碎施設 廃プラスチック類の場合 1 日あたり 45.6 t 木くずの場合 1 日あたり 88.8 t がれき類の場合 1 日あたり 614.4 t				
	最終処分方法	再生資源として活用するほか、再度処理委託をする。				
備 考						

(5 頁 ~ 7 頁図面参照)

位置図



説明図



凡例



産業廃棄物処理施設の用途に
供する建築物の敷地の位置